

米沢市福祉バス利用案内

～ 福祉バスの利用にあたっては次のことをご確認の上、申請してください ～

米沢市福祉バスは、福祉活動（福祉を目的とした事業やボランティア活動）を行うために利用することができます。市が所有する白ナンバーの自家用バスであるため、観光や慰安目的での利用はできません。

1 利用対象について

営利を目的としない団体が地域福祉の向上を目的として実施する事業が対象となります。

例えば

- ◇ 福祉団体(社会福祉協議会、民生委員・児童委員連合協議会など)の会議・研修会への参加、視察
 - ◇ ふれあい・いきいきサロンの活動
 - ◇ 市内において実施するボランティア活動
 - ◇ 障がい者のための研修及び機能訓練
 - ◇ 米沢市シニアクラブ連合会に加入している単位クラブの活動 など
- ※ なお、未就学児・介護サービス事業者や高齢者住宅を経営する者等は利用できません。

2 運行について

- ◇ 運行範囲 片道 150 km程度まで
- ◇ 運行時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時まで(宿泊を伴う利用は不可)
- ◇ 運休日 月曜日、車両点検日、8 月 13 日から 8 月 16 日まで、12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで
- ◇ 乗車定員 1 号車…24 人以上 38 人以内
(うち車いす 2 台、添乗員用いす 1 台)
2 号車…10 人以上 23 人以内 (うち車いす 2 台)
(注) 一部の特殊な車いす(電動等)は、使用できない場合があります。
- ◇ 利用料 無料。ただし、有料高速道路等通行料、駐車場料金は利用者負担です。
- ◇ 利用回数 1 団体につき年 2 回まで

3 申込みについて

- ◇ 利用予定日の属する月の 3 か月前の初日(土日祝日を除く)から利用予定日の 14 日前までに申請書を提出してください。
初日(受付時間 8:30～16:00 限定)に申込が重複した時は、次の日の 9:00 に申請者が窓口で集合し、協議が抽選により利用者を決定します。
なお、利用日の 2 日前までに乗車名簿の提出をお願いします。
【窓口】米沢市社会福祉協議会 Tel 24-7881
- ◇ 申請書は運行行程や利用時間等が確定した内容で提出してください。申請内容の変更は、災害の発生や天候の悪化等、やむを得ない事由が生じた場合に限り対応可能です。
- ◇ 利用当日の天候により、行程を変更する可能性がある場合は、その内容を申請書に記載してください。

4 運行に関する注意事項について

- ◇ 乗車中は必ずシートベルトを着用してください。
- ◇ 車内での喫煙はできません。また、飲酒は車内外を問わず厳禁です。
- ◇ 次の事由が生じる可能性がある場合は、お断りすることがあります。
 - ① 道路状況等により、安全に通行することができない。
 - ② 駐停車場所を確保することができない。
 - ③ 他の交通機関の妨げになる。

5 その他

- ◇ 市内での利用は、公共施設(児童会館、成島ワクワクランド等)を利用する場合またはボランティア活動を行う場合に限りません。(福祉団体の視察、シニアクラブの活動等を除く。)
- ◇ 飲食のみ、映画鑑賞等娯楽に類する目的の場合は利用できません。
- ◇ 所有するバスがある場合、または利用施設等の専用送迎車が利用できる場合は、利用いただけません。
- ◇ 学校行事(ボランティア活動を除く。)や家族会、PTA、保護者会、各町内会で開催する行事には利用できません。
- ◇ 福祉バスとその他の移動手段(電車、観光バス等)は併用できません。